

○ 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前	
<p>（課徴金の納付を命じないことができる場合等）</p> <p>第一条 公認会計士法（以下「法」という。）第三十一条の二第二項第一号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の二十一の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、法第三十条第一項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の二十一第二項第一号の財務書類（法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下この条において同じ。）に係る虚偽、錯誤又は脱漏により当該財務書類に記載される数値その他の内容の変化が軽微である場合とする。</p> <p>2 法第三十一条の二第二項第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の二十一の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、公認会計士（法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人が実施した財務書類の監査又は証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に照らして著しく不十分であった場合とする。</p> <p>3 法第三十一条の二第二項第三号（法第十六条の二第六項において</p>	<p>（課徴金の納付を命じないことができる場合等）</p> <p>第一条 公認会計士法（以下「法」という。）第三十一条の二第二項第一号及び第三十四条の二十一の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、法第三十条第一項又は第三十四条の二十一第二項第一号の財務書類（法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下この条において同じ。）に係る虚偽、錯誤又は脱漏により当該財務書類に記載される数値その他の内容の変化が軽微である場合とする。</p> <p>2 法第三十一条の二第二項第二号及び第三十四条の二十一の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、公認会計士（法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人が実施した財務書類の監査又は証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に照らして著しく不十分であった場合とする。</p> <p>3 法第三十一条の二第二項第三号及び第三十四条の二十一の二第二</p>		

て準用する場合を含む。)及び第三十四条の二十一の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、被監査会社等(法第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等をいう。)との間で既に締結されている契約に基づく法第二条第一項の業務とする。

(趣旨)

第二条 法第五章の六の規定による審判手続については、同章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(事件記録の謄本の様式)

第十一条 法第五章の六又はこの章の規定により作成すべき謄本には、当該謄本を作成した審判手続の事務を行う職員が、その記載に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これに記名しなければならない。

(審判手続開始の決定)

第十五条 法第三十四条の四十第一項の規定による審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「審判手続開始決定書」という。)により行うものとする。

一 「略」

二 課徴金に係る法第三十一条の二第二項(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第六十三条第三項及び第四項

二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、被監査会社等(法第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等をいう。)との間で既に締結されている契約に基づく法第二条第一項の業務とする。

(趣旨)

第二条 法第五章の五の規定による審判手続については、同章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(事件記録の謄本の様式)

第十一条 法第五章の五又はこの章の規定により作成すべき謄本には、当該謄本を作成した審判手続の事務を行う職員が、その記載に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これに記名しなければならない。

(審判手続開始の決定)

第十五条 「同上」

一 「同上」

二 課徴金に係る法第三十一条の二第二項又は法第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実

<p>第一号において同じ。)又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実 「三〇五 略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(決定の記載事項) 第六十三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記載しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定書を引用することができる。</p> <p>4 法第三十四条の五十三第六項及び前条の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>一 法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実がないこと。</p> <p>二 「略」</p>	<p>「三〇五 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>(決定の記載事項) 第六十三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第三十一条の二第一項又は法第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記載しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定書を引用することができる。</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 法第三十一条の二第一項又は法第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実がないこと。</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	